

西宮市精神発達相談事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査等で発達障害の疑いのある幼児とその保護者に対し、発達検査や医師診察を行い、それぞれの幼児の発達特性を踏まえた育児助言や指導を個別に行うことにより、保護者への育児支援と幼児の発達を促すことを目的とする。

(実施対象者)

第2条 1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査等において言語発達や社会性の遅れ等が認められ、医師による診察や相談、発達の経過観察が必要と思われる幼児及びその保護者とする。

(実施場所)

第3条 精神発達相談は、中央保健福祉センター及び鳴尾保健福祉センター、北口保健福祉センターで実施する。

(周知方法)

第4条 精神発達相談の実施にあたっては、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査、相談事業、電話相談及び家庭訪問等において対象者に対して案内する。

(実施方法)

第5条 精神発達相談は次に定めるところにより実施する。

- (1) 精神発達相談の内容は、問診、発達検査、精神科又は小児科医師診察、育児相談等とする。
- (2) 精神発達相談は、精神科又は小児科医師、臨床心理士、保健師により行う。なお、精神発達相談にあたっては、各部署との連携を十分にとり、また共通の指導重点事項の確認等意思統一を図るよう努めるものとする。
- (3) 精神発達相談の結果は、所定の記録用紙に記載する。記録は市が保管し、事後の保健指導及び育児支援のために活用する。
- (4) 精神発達相談の日程、流れ、その他実施細目については、年度毎に定めるものとする。

(事後措置)

第6条 精神発達相談の結果は、当日保護者に通知するとともに、必要時療育機関等を受診するよう勧奨し、紹介状を発行する等適切な指導を行う。

(関係機関との連携)

第7条 精神発達相談事業の実施にあたっては、関係機関と十分に連携をとるとともに、事業の円滑な推進を図るものとする。

(規定外事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は令和6年4月1日から実施する。